第二十条の二十三第二号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十一条の十一第二項中「第五十七条の四第十一項」を「第五十七条の四第十項」に改め、同項第一号中「第五十七条の四第九項」に改め、「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第三号から第五号までの規定中「第五十七条の四第十項」を「第五十七条の四第九項」に改める。

第二十一条の十二第二項第二号及び第二十一条の十三第二号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十一条の十四第一項第三号中「（法第六十八条の五十八第一項に規定する特別の修繕を含む。）」を削り、同条第二項中「第五十七条の八第十一項」を「第五十七条の八第十項」に改め、同項第一号中「第五十七条の八第十項」を「第五十七条の八第九項」に改め、同項第二号中「第五十七条の八第十項」を「第五十七条の八第九項」に改め、「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第三号から第五号までの規定中「第五十七条の八第十項」を「第五十七条の八第九項」に改める。

第二十一条の十七の二第一項各号中「表の各号の上欄に掲げる法人に該当する同項の内国法人」を「対象内国法人」に、「当該各号の中欄」を「同項の表の各号の中欄」に改め、同条第二項中「第三十六条第五項に規定する財務省令」を「第三十六条第四項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「内国法人」を「特例対象内国法人」に、「第三十六条第五項」を「第三十六条第四項」に改め、同項第二号中「内国法人」を「特例対象内国法人」に改め、同条第四項及び第五項中「第三十六条第八項」を「第三十六条第六項」に改める。

第二十一条の十八第一項第一号及び第二号中「内国法人」を「対象内国法人」に改め、同項第三号及び第四号中「内国法人」を「対象内国法人」に、「特定事業」を「特定事業等」に改める。

第二十一条の十九第十五項中「（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等を含む。）」を削り、同条第十八項第一号中「（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）を」及び「（当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、「法第六十二条の三第四項第十三号」を「同条第四項第十三号」に改め、「（その該当することとなつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」及び「（法第六十八条の六十八第九項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該受けることとなつた連結事業年度開始の日の前日）とする。」を削り、同号イ(2)(ii)中「（当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第二十二条の六十二第五項第三号に規定する当初の譲渡利益金額。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ(2)(i)中「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」、「（第二十二条の六十二第六項の規定による書類を含む。）」及び「（その事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）」を削り、同号ロ中「（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）」及び「（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等を含む。）」を削り、同項第二号中「（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）につき法第六十二条の三第四項第十三号」を「につき同条第四項第十三号」に、「既に法第六十二条の三第五項」を「既に同条第五項」に改め、「（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等を含む。）」を削り、同号イ中「（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）」を削り、「法第六十二条の三第四項第十三号」を「同条第四項第十三号」に改める。

第二十二条の二第四項中「第三十九条第三十二項」を「第三十九条第三十一項」に改め、同条第五項第二号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同条第九項第二号中「以下この項」を「第四号及び第六号」に改め、「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同条第十項第二号中「以下この項」を「第四号及び第六号」に改め、「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十二条の七第二項を削り、同条第三項中「及び第五項」を「及び第四項」に、「第三十九条の七第四十六項」を「第三十九条の七第四十四項」に改め、同項第二号中「第五項」を「第四項」に、「第十一項」を「第九項」に改め、「第七項を除き、」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十九条の七第四十六項」を「第三十九条の七第四十四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三十九条の七第四十六項」を「第三十九条の七第四十四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項第二号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項第二号中「以下この項」を「第五号及び第七号」に改め、「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項第二号中「以下この項」を「第四号及び第六号」に改め、「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項第五号中「第三十九条の七第四十三項」を「第三十九条の七第四十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第三十九条の七第四十三項」を「第三十九条の七第四十一項」に改め、